平成２２年（フ）第９５３号
京都市南区吉祥院西浦町１番地の18
債務者　寺澤　佳祐
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－３棟716号
債務者　昌原　玄一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００９号
京都府宇治市神明石塚54番地の159
債務者　石塚　辰男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７４号
京都市伏見区淀美豆町251番地55
債務者　藤原　茂子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３０号
京都市南区吉祥院前田町１番地１　洛南ハイライフ111号
債務者　吉祥産業こと　石原　　敏
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
兵庫県赤穂市農神町５番地の18　農神道アパート５、従前の住所岡山県備前市三石2841番地１
債務者　小林　広依
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２０号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目15番７―103号　サンシティー野里
債務者　山本　健治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市庄田186番地２
債務者　河合　基宏
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３５号
兵庫県姫路市菅生台14番地　市営六角住宅６棟406
債務者　西澤　順子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３８号
兵庫県姫路市的形町的形1253番地１
債務者　柴崎　江美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３４５号
兵庫県高砂市米田町米田870番地の11
債務者　鎌谷　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９７号
広島市西区三滝本町２丁目27番24号、住民票上の住所兵庫県尼崎市道意町３丁目９番地の５
債務者　岡山工業こと　岡山　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９８号
広島市西区三滝本町２丁目27番24号、住民票上の住所兵庫県尼崎市道意町３丁目９番地の５
債務者　岡山　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３６号
広島市南区日宇那町３番15号
債務者　前田　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９４号
広島市中区富士見町12番５―501号
債務者　能瀬　孝二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３２号
広島市東区戸坂新町１丁目４番19号
債務者　樽ちゃんこと　樽谷　　務
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８０号
広島市中区東千田町２丁目11番16―1009号
債務者　杉浦　俊介
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部